

福岡県公報

令和6年6月7日
第502号

目次

告示(第347号-第352号)

○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	(環境保全課)	1
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	(環境保全課)	1
○県営住宅の家賃及び敷金並びに県営住宅駐車場の利用料金及び保証金の徴収事務の委託	(県営住宅課)	2
○令和6年度福岡県家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催	(畜産課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
公 告		
○福岡県営筑後広域公園の利用料金の承認	(公園街路課)	3
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	3
○落札者等の公示	(情報政策課)	4
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	4
○一般競争入札の実施	(総務事務厚生課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	10
○落札者等の公示	(情報政策課)	10
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	11
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	11
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(畜産課)	11

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
----------------	---------	----

監査委員

○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局総務課)	12
○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局監査第一課)	15
○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局監査第一課)	20
○包括外部監査事務を補助する者の氏名、住所及び包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間	(監査委員事務局総務課)	23

内水面漁場管理委員会

○筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び採捕禁止期間	(漁業管理課)	23
○令和6年度魚種別増殖目標数量	(漁業管理課)	23

告 示

福岡県告示第347号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和6年6月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定する形質変更時要届出区域
京都郡苅田町鳥越町2番1の一部
- 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 規則第58条第5項第10号から第13号までの該当性
規則第58条第5項第12号(埋立地管理区域)に該当

福岡県告示第348号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質に

よって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和6年6月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定する形質変更時要届出区域
京都郡苅田町松原町12番1の一部
- 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物
砒素及びその化合物
- 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

福岡県告示第349号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県営住宅家賃及び敷金並びに福岡県営住宅駐車場の利用料金及び保証金の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年6月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 委託先 福岡県住宅供給公社
- 所在地 福岡市中央区天神五丁目3番1号

福岡県告示第350号

福岡県家畜改良増殖法施行細則（昭和25年福岡県規則第106号）第2条第2項の規定に基づき、次のように令和6年度福岡県家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催場所及び期日を告示する。

令和6年6月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

講習会開催場所	筑紫野市大字吉木1269番地 福岡県農林業総合試験場畜産研究棟
講習会開催期日	令和6年8月1日から同月9日まで及び同月16日から同月30日まで （福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日を除く。）

福岡県告示第351号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年6月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
福岡県	県道	清古滝賀線	前	古賀市新久保一丁目403番2先から古賀市中央二丁目360番2先まで	8.9 ～ 34.0	614.0	
			前	古賀市新久保一丁目403番2先から古賀市中央二丁目360番2先まで	9.5 ～ 46.0	737.0	うち一般国道3号重用延長190.0メートル
			後	古賀市新久保一丁目403番2先から古賀市中央二丁目360番2先まで	9.5 ～ 34.0	614.0	
			後	古賀市新久保一丁目403番2先から古賀市中央二丁目360番2先まで	9.5 ～ 46.0	737.0	うち一般国道3号重用延長190.0メートル

福岡県告示第352号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令

和6年6月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年6月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	清滝古賀線	古賀市新久保一丁目403番2先から古賀市中央二丁目360番2先まで
福岡	清滝古賀線	古賀市新久保一丁目369番5先から古賀市新久保一丁目779番7先まで

公告

公告

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営筑後広域公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和6年6月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 名称
福岡県営筑後広域公園
- 位置
筑後市大字津島
- 利用料金の承認年月日
令和6年5月21日
- 利用料金（令和6年6月8日以降）
バイシクルモトクロス場

単位	金額
----	----

1人・1回

1,200円

備考 次の者は、無料とする。

- 65歳以上の者
- 障がい者及びその介護者であって、規則で定めるもの

公告

宮ノ陣第二土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和6年6月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏名	住所
権藤 秀征	久留米市宮ノ陣町大杜1547-1
赤司 勇夫	久留米市宮ノ陣町大杜1246
八尋 義文	久留米市宮ノ陣町大杜278

2 退任監事

氏名	住所
草場 哲也	久留米市宮ノ陣町大杜229番地7 稲益アパート2号
赤司 和弘	久留米市宮ノ陣町大杜1267番地

3 就任理事

氏名	住所
権藤 和尊	久留米市宮ノ陣町大杜1480番地
赤司 初男	久留米市宮ノ陣町大杜1293番地3
中隈 久幸	久留米市宮ノ陣町若松642番地

4 就任監事

氏 名	住 所
草場 哲也	久留米市宮ノ陣町大杜229番地7 稲益アパート2号
赤司 和弘	久留米市宮ノ陣町大杜1267番地

公告

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

令和6年6月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る特定役務の名称
情報システムアウトソーシング業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県企画・地域振興部情報政策課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和6年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社 Q T n e t
 - (2) 住所
福岡市中央区天神一丁目12番20号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
169,959,900円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第13条1(c)(i)に該当

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和6年6月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
福岡県・長崎県財務会計システム等更新に係る詳細設計・開発等業務委託
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
 - エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者
 - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
 - オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

- カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- ク 消費税及び地方消費税に未納のある者
- ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- キ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業

- 年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
- ツ 返信用封筒（434円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
- 福岡県総務部総務事務厚生課調達班
- 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
- （電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
- 申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
- この公告の日から令和6年6月27日（木曜日）までとする。
- ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和7年10月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける業務委託契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年6月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 契約の名称

福岡県・長崎県財務会計システム等更新に係る詳細設計・開発等業務委託

(2) 業務内容及び仕様等

入札説明書による。

なお、本業務の実施に当たっては、以下の点に留意すること。

ア 本業務は、福岡県及び長崎県が詳細設計・開発等業務を互いに協力して行うことで、「コスト削減」及び「業務効率化」を図ることを目的としているものであること。

イ 本業務の委託に要する費用は、福岡県及び長崎県が共通して利用する機能等に関する部分は均等に負担し、各県が独自で利用する機能等に関する部分は各県が負担することを基本としていること。

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 納入場所

福岡県総務部総務事務厚生課

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加者資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）」に定める資格を得ている者

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望する者は、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和6年7月18日（木）現在において、次の条件を満たすこと。

入札参加に当たっては、単独で参加する場合のほか、共同で参加できるものとし、単独参加の場合は次の(1)に掲げる要件の全てを、共同参加の場合は次の(2)に掲げる要件の全てを満たしていることを条件とする。

(1) 単独参加の場合の資格要件

ア 2の入札参加資格を有し、その業種及び等級が次のいずれかの条件を満たしていること。

大分類	中分類	業種名	等級
05	02	機械器具（電気通信機器）	AA
13	07	サービス業種その他（ソフトウェア開発）	AA

イ 本件入札への共同参加を行っていないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

エ 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間中でない者であること。

オ 国、都道府県又は政令指定都市の職員を利用対象とした財務会計システムの構築業務又は運用保守業務の実績を有すること。

(2) 共同参加の場合の資格要件

ア 共同参加者の全てが、2の入札参加資格を有し、その業種及び等級が次のいずれかの条件を満たしていること。

大分類	中分類	業種名	等級
05	02	機械器具（電気通信機器）	AA
13	07	サービス業種その他（ソフトウェア開発）	AA

イ 本件入札への単独参加又は他の共同参加を行っていないこと。

ウ 共同参加者の全てが(1)ウ及びエの要件を満たしていること。

エ 共同参加者のいずれかが、(1)オの要件を満たしていること。

5 当該業務委託契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課総務企画班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号（県庁行政棟3階南棟西側）

電話番号 092-643-3145（ダイヤルイン）

電子メール shomu@pref.fukuoka.lg.jp

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札説明書の交付

この公告の日から令和6年6月18日（火）までの福岡県の休日を定める条例（平成

元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付するほか、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

ただし、仕様書等の資料については、「秘密保持誓約書」を提出した者にもみ配付する。当該資料が必要な場合は、当該誓約書に必要事項を記入の上、5の部局まで電子メール又は持参（ただし、県の休日には受領しない。）により提出すること。

9 入札説明会の開催

(1) 日時

令和6年6月17日（月）午後4時00分から

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟地下1階南棟東側 総務部会議室

10 入札参加申請書及び総合評価のための提案書の提出期限等

(1) 提出期限

ア 入札参加申請書

令和6年6月19日（水）午後5時00分まで

イ 総合評価のための提案書

令和6年7月8日（月）午後5時00分まで

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）、郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）又は電子メールで行う。

(4) その他

ア 入札参加の申請をしない者は、本件入札に参加することができない。

イ 提案書等の作成に係る費用は、提案者の負担とする。

ウ 提出された提案書等は、返却しない。

エ 提案書等について不明な点がある場合は、個別に質問を行うことがある。

オ 提出に係る詳細については、入札説明書を参照すること。

11 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法等

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和6年7月18日（木）午後5時00分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

なお、入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「7月19日開封福岡県・長崎県財務会計システム等更新に係る詳細設計・開発等業務委託の入札書在中」と朱書きしなければならない。郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「7月19日開封福岡県・長崎県財務会計システム等更新に係る詳細設計・開発等業務委託の入札書在中」と朱書きしなければならない。

(4) 注意事項

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

イ 入札書の記名は、福岡県に登録している代表者本人（以下「入札者」という。）の名前を記載すること。

なお、入札手続きを入札者以外の者が行う場合は、委任状を提出し、入札書の記名は当該委任状により委任された代理人（以下「代理人」という。）の名前を記載すること。

ウ 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 入札者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

オ 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

12 開札の日時、場所及び方法等

(1) 日時

令和6年7月19日（金）午後3時00分

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟地下1階北棟西側 行政14号会議室

(3) 方法

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

(4) 落札者がいない場合の措置

開札の結果、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合であって、その全ての同意が得られれば、その場で再度入札を行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（入札書に記載する入札金額に100分の10に相当する額を加算した額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提出すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 本県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人

等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提出すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 本県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12の(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到着しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保が期限までに納付されない又は13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加者資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

15 落札者の決定の方法

- (1) 提案書評価による「技術点」と、入札価格評価による「価格点」の合計点が最も高い者を落札者とする。ただし、次のいずれかに該当した者は失格とし、次点の者

をもって落札者とする。

ア 予定価格を超える入札価格により入札した者

イ 提案内容のうち「落札者決定基準」に係る「評価項目表」に示す「最重要」又は「重要」項目の得点に0点の評価が1項目でもあった者

ウ 技術点が450点に満たないもの

(2) 最高得点者が2者以上あるときは、技術点が高い者を落札者とする。さらに技術点と同じ者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 技術点及び価格点の合計点数は、1,200点満点とし、その得点配分については、価格点を300点、技術点を900点とする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。なお、契約書作成に要する一切の費用は落札者の負担とする。
- (2) この調達契約は、世界貿易機構(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。

17 Summary

- (1) The name of contract matter
Development of the Financial Accounting and Property management System.
- The details are described in the manual of this tender.
- (2) Contract Period
From the date of contract conclusion to 31 March, 2027

(3) Delivery Location

Please find attached information for public tender

(4) Time Limit of Tender

5 :00 P. M. 18 July 2024

(5) Contact Point for Notice

General Affairs and Welfare Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Government Office, 7 - 7 Higashikoen , Hakata - ku, Fukuoka City, 812 - 8577, Japan

TEL 092 - 643 - 3145

E - Mail shomu@pref.fukuoka.lg.jp

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年6月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

宮若市長井鶴字亀甲179番1、字打園218番1及び218番16並びに字長田223番1及び223番3から223番6まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宮若市小伏1733番地1

大成運輸株式会社

代表取締役 川上 馨

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年6月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
筑後川土地改良区	令和6年5月28日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和6年6月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約に係る特定役務の名称

福岡県電子調達システム運用保守業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県企画・地域振興部情報政策課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

令和6年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

東芝デジタルソリューションズ株式会社九州支社

(2) 住所

福岡市中央区長浜二丁目4番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

39,864,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第13条1(b)(iii)及び(c)(i)に該当

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年6月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和6年5月23日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめモール筑後
- (2) 所在地 筑後市前津字松葉2番1号 外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外8者	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 外8者

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和6年6月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る特定役務の名称

福岡県新人事システムの開発及び運用に係る業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

令和6年5月13日

4 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名

株式会社オーイーシー

- (2) 住所

大分県大分市東春日町17番57号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

462,000,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和6年2月27日

公告

福岡県養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

令和6年6月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和6年6月7日から令和6年7月8日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部畜産課に備え置きます。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年6月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市二タ字大道1442番2から1442番6まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市南区野間一丁目15番12号
フラックスコーポレーション株式会社
代表取締役 森下 時彦

監査委員

監査公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した病院事業、流域下水道事業、電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の定期監査の結果（令和6年3月26日5監総第936号）に基づき、知事及び企業管理者から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年6月7日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 島 道 人

6 下水第268号
令和6年5月20日

福岡県監査委員 塩川正一 殿
同 同 同 世利洋 殿
同 同 同 森行 殿
同 同 同 大島道 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和6年3月26日5監総第936号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
建築都市部 下水道課 （流域下水道事業 会計）	遠賀川中流域下水道維持管理負担金の算定を誤ったため、調定金額が不足していた。	令和4年度分の徴収不足の指摘を受け、公営企業会計が適用された令和2年度以降の算定内容を改めて精査した。 その結果、令和2年度及び3年度は過徴収であり、令和2年度から4年度までの過不足の合算でも過徴収であったことから、当該過徴収分を令和5年9月8日に還付した。 所属長は、担当者及びその上司に対し、以下について徹底するよう指示した。 ・負担金の算定に当たっては、各市町の算定方法を十分確認すること。 ・これまで使用していた算定様式について、前年度の精算分と当年度分を区別するよう見直し令和6年度から使用すること。 ・請求事務の処理に当たっては、業務マニュアルや内部統制に係るリスク対応シートにより算定方法等を確認すること及び起案文書に会計事務チェックシートを添付すること。

6 福企管第463号
令和6年5月20日

福岡県監査委員 殿
同 川正一 殿
同 利洋 殿
同 島行道 殿

企業管理者 野田 和孝

監査の結果に係る措置について（通知）

令和6年3月26日5監総第936号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
企業局管理課 （電気事業会計）	電気事業において、契約に基づき送配電会社が果に対し補填する経費について、調定を遅延して行っていた。	当該事業者と締結している覚書について、これまで別であった前年度分経費の精算分の請求時期（7月）と当該年度分経費の請求時期（9月）を7月に統一するよう見直し、調定の遅れが生じないようにした。 所属長は、担当者及びその上司に対し、以下について徹底するよう指示した。 ・契約書等に定める請求事務の内容に基づき業務マニュアルを作成し処理スケジュールを共有すること。 ・請求事務の処理に当たっては、業務マニュアルや内部統制に係るリスク対応シートにより請求時期等を確認するとともに起案文書に会計事務チェックシートを添付すること。

監査公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した本庁定期監査の結果（令和6年3月26日5監総第936号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年6月7日

福岡県監査委員	塩川正一
同	世利洋介
同	森行一
同	大島道人

6行経第542号
令和6年5月7日

福岡県監査委員

塩川正一 殿
世利洋行 殿
森大島 殿
大島道人 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和6年3月26日5監総第936号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
商工部	小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金の収入未済額が、前年度に比べて657,509,481円増加している。	収入未済額の縮減に向けて以下の取組を引き続き実施し、一層の回収を図る。 ・事業継続中の延滞先に対しては、担当者が定期的に経営状況を把握し、償還を指導することにより、回収額の増額を図る。 ・事業を休廃止している延滞先に対しては、債権管理調査員を活用し、連帯保証人への督促や担保物件の処分を行うことにより、延滞債権の回収を図る。 ・回収が困難な債権については、徴収停止措置や不納欠損処理による債権整理を迅速に進める。 また、新たな収入未済の発生を防ぐため、貸付先に対して、以下の支援策を講じる。 ・中小企業診断士の診断結果を活用して経営改善を支援していく。 ・返済条件の変更や履行期限の延期により、償還を継続できるよう支援していく。

保健医療介護部 生活衛生課	食品衛生責任者実務講習会運営業務の委託料について、契約書に基づき、請求書を受理してから30日以内に支払うべきところ、これが遅延していた。	<p>所属長は、職員に以下の取組を行うよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当係長は、契約（支払）状況一覧表（契約日、支払日及び会計課持込日を記載したものを）を作成すること及び係内スケジュールに支払に係る事務作業の進捗を入力することで、進捗管理を徹底する。 ・担当者及び上司は今回の事案を受けて、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。
福祉労働部 子育て支援課	<p>「子育て応援の店」推進事業業務委託契約において使用するはがきについて、以下の事務が適正でなかった。</p> <p>① 令和2年度に使用するはがきについては、令和2年度に予算を計上するか、もしくは令和元年度予算の繰越承認を受けるべきところ、これを行わず、令和元年度予算の執行残により購入していた。</p> <p>このはがきについては、支出の決裁とは別に、令和元年度の執行残で購入する旨の方針伺いを課長が決裁しており、課として不適正な事務を行っていた。</p> <p>また、令和3年度に使用するはがきについても、同様に令和2年度予算の執行残により購入していた。</p> <p>【令和元年度、令和2年度】</p> <p>② 委託事業者が使用しなかったはがきを委託期間内に戻させず、年度を超えて預けたままにしていた。</p> <p>【令和3年度、令和4年度】</p> <p>③ 委託事業者との受渡しに係る受領書等の確認書類を作成していないかった。</p> <p>【令和2年度～令和4年度】</p>	<p>所属長は、今回の誤りを職員に示した上で、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部で使用している会計事務チェックシートを一部見直し、「事業に使用する物品は、会計年度独立の原則に基づき適切に計上された予算で購入しているか」、「事業者に預けた物品については、返却されているか」を追記し、これに基づき事務処理を行う。 ・委託事業者に物品を渡す際には、新たに作成した受領書を用いる。 ・仕様書の「県と協議の上、決定すること」については、協議が整い次第、変更契約又は覚書等の作成により、文書として残す。 ・担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。

	<p>④ 仕様書には、はがきを購入して調査する旨を明記しておらず、別途協議の上、決定するとしていたが、その協議、決定した事項を文書にしていなかった。 【令和2年度～令和4年度】</p>	
<p>福祉労働部 子育て支援課</p>	<p>令和3年度及び令和4年度の「子育て応援の店」推進事業に係る委託契約について、調査で使用するはがきの購入代金を含めて予定価格の積算をしていたにもかかわらず、県で別途購入したはがきを委託事業者に提供していた。なお、仕様書には、はがきを購入して調査する旨を明記しておらず、委託事業者にその旨を認識させていなかった。</p>	<p>所属長は、今回の誤りを職員に示した上で、以下の取組を徹底するよう指導した。 ・部で使用している会計事務チェックシートを一部見直し、「予定価格調書の内容が仕様書と整合しているか」、「委託内容について、委託事業者との間に認識の相違がないことを仕様書の記載内容に沿って十分に確認したか」を追記し、これに基づき事務処理を行う。 ・担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。</p>
<p>農林水産部 畜産課</p>	<p>高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う畜産関係車両消毒業務委託について、過去2年間の履行実績により契約保証金を免除する場合同じ、種類及び規模を同じくする2件以上の履行実績を確認し免除すべきところ、種類及び規模を同じくするとは認められない1件を含む履行実績により免除していた。 また、変更委託で契約金額を3割以上増額した際は、増額した金額で契約保証金の免除要件を満たしているか確認し、財務規則第170条各号で契約保証金を免除できない場合、契約保証金を徴収する必要があるが徴収していなかった。</p>	<p>所属長は、契約保証金の免除について、職員全員に財務規則及び会計事務研修会資料により確認を行うよう指示し、以下の取組により再発防止を徹底するよう指導した。 ・出納員は、会計事務チェックシートを活用し、契約締結の決裁時に担当者、担当係長及び出納員による確認を徹底する。 ・担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。</p>

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
環境部	雑入（行政代執行に係る徴収金）の収入未済額が、前年度に比べて5,430,202円減少しているものの、依然として多額である。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件の収入未済は、産業廃棄物処理業者の不適正処理により生じた生活環境保全上の支障のおそれを除去するために実施した行政代執行費用に関するものである。 ・ 行政代執行事案が新たに発生しないよう、不適正処理の未然防止、早期是正を図るため、保健福祉環境事務所とともに監視指導課職員も立入検査を行う機会を設けるなど産業廃棄物処理に対する監視指導体制を強化した。 ・ 継続的に滞納者の財産調査を実施し、新たに判明した財産の差押えや一括納付が困難な滞納者からの一部納付等により、収入未済縮減に努めている。
建築都市部	住宅管理使用料の収入未済額が、前年度に比べて11,429,594円増加している。	<p>住宅管理使用料の債権回収については、引き続き以下の取組を行い、収入未済額の減少を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入居者に対しては、家賃の滞納を未然に防止するため、入居説明会や、入居後に配布する県営住宅だよりを通じて、口座振替制度の周知を行い、その積極的活用を促進する。 ・ 家賃滞納者に対しては、文書に加え、夜間の電話や訪問による督促を実施するとともに、滞納者の事情に応じて分割納付を認め、滞納家賃の徴収に取り組む。 ・ 退去した滞納者の家賃回収については、業務を委託している弁護士法人の履行状況の把握を徹底し、回収強化に取り組む。

監査公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した本庁定期監査の結果（令和6年3月26日5監総第936号）に基づき、教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年6月7日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 島 道 人

6 教財第321号
令和6年5月1日

福岡県監査委員

同 同 同
塩川正一 殿
世利洋介 殿
森行道人 殿
大島道人 殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

令和6年3月26日5監総第936号の監査結果の報告に基づき講じた措置について、
別紙のとおり、通知します。

別紙

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育庁 教育振興部	地域改善奨学資金貸付金償還金の収入未済額が、前年度に比べて81,447,227円減少しているものの、依然として多額である。	<p>地域改善奨学資金貸付金償還金の債権回収については、戸別訪問や電話による督促等の取組を行ってきており、収入未済額が減少してきていることから、引き続き以下の取組を行うこととした。</p> <ul style="list-style-type: none">奨学金相談員及び課職員による、滞納者への戸別訪問を実施し、個々に応じた返還計画の提案や指導及び免除・猶予制度の周知徹底を行うとともに、訪問時不在だった者に対しては、電話督促を実施するなど、返還の再開及び継続的な返還が行われるよう督促を行っている。奨学金返還督促強調月間を設定し、8月と2月を中心に、担当者だけではなく、担当者が所属する係全員で電話督促を行っている。また、これまでの戸別訪問で面接が出来なかった滞納者を中心に、訪問時間帯を夕方へ変更した戸別訪問を行っている。長期滞納者に対しては、債務承認書を送付し回収を行うとともに、返還の督促及び返還計画の提案を行っている。県外に居住している滞納者に対しては、職員による戸別訪問を実施している。 <p>今後も、より効果的な取組を検討するなど、収入未済の解消に向け債権の回収に努めることとした。</p>

福岡県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年6月7日

福岡県監査委員 塩川正一
同 世利洋介
同 森行一
同 大島道人

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

堀 芳郎 福岡県福岡市早良区昭代三丁目4番32号
外山 啓太 熊本県熊本市中央区帯山一丁目9番1号
鈴木 聡 福岡県福岡市南区皿山四丁目14番40号
水城 寛司 福岡県福岡市城南区東油山一丁目25番5号
塩塚 正康 福岡県久留米市花畑一丁目20番1 サンリヤン花畑駅南501号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和6年6月7日から令和7年3月31日まで

内水面漁場管理委員会**福岡県内水面漁場管理委員会指示第1号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、筑後川における水産資源の保護及び増殖を図るため、水産動物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県漁業調整規則第47条に基づく試験研究等のための採捕については、この限りでない。

令和6年6月7日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 中園正彦

1 禁止期間

9月15日から11月15日まで

2 禁止区域

筑後川本流のうち、久留米市田主丸町菅原、筑後川橋の上流側を基線として、次のア線からイ線と河岸で囲まれた区域

ア線 基線から上流方向へ200メートルの基線と平行な線

イ線 基線から上流方向へ600メートルの基線と平行な線

3 指示の有効期間

令和6年9月15日から令和8年11月15日まで

福岡県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第171条第3項の規定に基づき、第5種共同漁業権の免許にかかる令和5年度魚種別増殖目標数量を次のとおり告示する。

なお、こいについては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止に万全を期すため、特例として増殖方法及び目標数量を掲げない。

令和6年6月7日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 中園正彦

漁業権番号	漁業権者名	対象	増殖方法	目標数量
内共第1号	矢部川漁業協同組合	あゆ	種苗放流 移植放流	70,000尾 100,000尾
		こい	-	-
		ふな	産卵巣設置	1ヵ所
		うなぎ	種苗放流	3,000尾
		やまめ	種苗放流	15,000尾
		おいかわ	種苗放流 産卵床造成	700,000尾 10ヵ所
		うぐい	産卵床造成	8ヵ所
		すっぽん	種苗放流	500尾
		もくずがに	種苗放流	2,000尾
		てなげえび	種苗放流	10,000尾

内 共 第2号	下 筑 後 川 漁 業 協 同 組 合	わかさぎ	人工ふ化放流	3,000,000粒 (受精卵)
		こ い	-	-
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム
		う なぎ	種 苗 放 流	6,000尾
		おいかわ	種 苗 放 流	50,000尾
		すっぽん	種 苗 放 流	500尾
		もくずがに	種 苗 放 流	5,000尾
		てながえび	種 苗 放 流	50,000尾
	筑 後 川 漁 業 協 同 組 合	あ ゆ	種 苗 放 流 人工ふ化放流	150,000尾 30,000,000粒 (受精卵)
		こ い	-	-
		ふ な	種 苗 放 流	200キログラム
		う なぎ	種 苗 放 流	3,000尾
		おいかわ	産卵床造成	3カ所
		もくずがに	種 苗 放 流	3,000尾
		てながえび	種 苗 放 流	5,000尾
		甘 木 漁 業 協 同 組 合	あ ゆ	種 苗 放 流
	こ い		-	-
	う なぎ		種 苗 放 流	1,200尾
	やまめ		種 苗 放 流	15,000尾
	おいかわ		産卵床造成	2カ所
	もくずがに		種 苗 放 流	4,000尾
	わかさぎ		人工ふ化放流	5,000,000粒 (受精卵)

内 共 第3号	下 筑 後 川 大 川 市 柳 浜 口 沖 川 武 佐 賀 県 有 明 海 漁 業 協 同 組 合	こ い	-	-		
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム		
		う なぎ	種 苗 放 流	6,000尾		
		もくずがに	種 苗 放 流	3,000尾		
		てながえび	種 苗 放 流	20,000尾		
内 共 第5号	八 木 山 川 漁 業 協 同 組 合	あ ゆ	種 苗 放 流	10,000尾		
		こ い	-	-		
内 共 第6号	京 二 川 漁 業 協 同 組 合	あ ゆ	種 苗 放 流	15,000尾		
		こ い	-	-		
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム		
		う なぎ	種 苗 放 流	1,200尾		
		やまめ	種 苗 放 流	2,000尾		
		おいかわ	産卵床造成	1カ所		
		すっぽん	種 苗 放 流	200尾		
		もくずがに	種 苗 放 流	2,000尾		
		わかさぎ	人工ふ化放流	3,000,000粒 (受精卵)		
		内 共 第7号	京 二 川 漁 業 協 同 組 合	あ ゆ	種 苗 放 流	10,000尾
				こ い	-	-
ふ な	種 苗 放 流			100キログラム		
う なぎ	種 苗 放 流			1,200尾		
やまめ	種 苗 放 流			2,000尾		
おいかわ	産卵床造成			1カ所		
すっぽん	種 苗 放 流			200尾		
もくずがに	種 苗 放 流			2,000尾		

内 共 第8号	岩 岳 川 漁業協同組合	あ ゆ	種苗放流	20,000尾
		こ い	-	-
		あまご	種苗放流	1,000尾
		おいかわ	産卵床造成	3ヵ所
内 共 第9号	犬 山 漁業協同組合	こ い	-	-
		ふ な	種苗放流	100キログラム
		おいかわ	産卵床造成	1ヵ所
		わかさぎ	人工ふ化放流	3,000,000粒（受精卵）